

【一般会計等財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13年～50年

工作物 45年

物品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から京都府市町村職員退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち当組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

① オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取扱いに準じています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられているため、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(2) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(3) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	1,441 百万円	1,400 百万円
繰越金に伴う差額	△ 49 百万円	—
資金収支計算書	1,392 百万円	1,400 百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、資金収支計算書では計上しないため、その分だけ相違します。

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	145 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	3 百万円
減価償却費	△ 136 百万円
賞与等引当金（増減額）	11 百万円
退職手当引当金（繰入額）	△ 182 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 159 百万円